

○東京藝術大学競争入札における最低価格の入札者の調査に
関する基準

〔平成19年3月6日〕
学 長 裁 定

改正 平成21年2月5日 平成25年10月24日
令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この基準は、東京藝術大学契約規則（以下「契約規則」という。）の規定に基づき、本学の競争入札において最低価格の入札者を落札者としなことができない契約に該当する場合における最低価格の入札者の調査の要否についての判断基準を定めるものとする。

(基準額)

第2条 契約規則第25条第1項における基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約については、文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について（平成20年11月18日付け20文科施第351号文教施設企画部長通知）を準用する。
- (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
- (3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
- (4) 前2号の規定を適用することができない製造その他の請負契約については、競争入札ごとに、10分の7を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

附 則

この基準は、平成19年3月6日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年2月5日から施行し、平成20年11月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、令和4年7月4日から施行する。